

東京都立光丘高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月31日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 教員の指導力の向上と組織的対応 <学校一丸となって取り組む>
- (2) 生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す <被害の生徒を守る>
- (3) いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校作り <周囲の生徒に働き掛ける>
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携 <社会総がかりで取り組む>

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止に取り組み、いじめを把握した場合には速やかに対処し、解決を図るため、学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- いじめの事実の有無の確認を行うための措置。
- いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援。
- いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する継続的な助言。
- いじめを受けた生徒、その他の生徒が安心して教育を受けられるための措置。

ウ 会議

生徒指導連絡会（毎週開催）において情報収集と意見交換を行い、いじめの事実の有無に関わらず、定期的を開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒指導部主任、学年主任、学年生徒部、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者、部活顧問等）

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- いじめが学校外の人物等に関わる場合の、関係機関との連絡・調整。
- いじめを未然に防止し、早期に発見するための助言と情報提供。

○いじめに対する早期の対応や、重大事態に対処するための提言。

○その他、学校いじめ対策委員会の補完。

ウ 会議

学校いじめ対策委員会の要請を受け、関係諸機関との連絡・調整を行い、迅速に開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、特別支援コーディネーター、保護者、警察職員（スクールサポーター含む）、その他校長が必要と認める者。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学級担任は、生徒に所属感や連帯感を獲得させるよう、学級経営の充実を図る。

イ 学級担任は、日ごろから学級内の生徒の変化を見逃さず、積極的にコミュニケーションをとり、相談されやすい学級担任として、生徒との人間関係を構築する。

ウ 学級担任は、問題を抱えていると疑われる生徒がいる場合には、個人面談を行う等適切な措置を講じる。

エ ホームルーム等の時間において、いじめに関する授業を各学期 1 回行い、いじめは絶対に許されないことを自覚させる。

オ 「いじめを見て見ぬふりをしない」ことを意識させるため、生徒会による意見交換会や討論会の開催を支援する。

(2) 早期発見のための取組

ア 定期的な「生活意識調査」の実施

日常生活の背景には、いじめをはじめとした様々な問題が隠されていることが多いため、年 2 回程度「生活意識調査」を実施する。

イ スクールカウンセラーによる全員面接

第 1 学年の年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

ウ 定期的な個人面談の実施

年 3 回程度、生徒との二者面談を行い、本人のことだけでなく友人や学校、部活動のことなどを把握する。面談の結果は、学校いじめ対策委員会に報告する。

エ 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察

学級経営を学級担任任せにせず、管理職をはじめ全教員が校内巡回等を行い、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で生徒たちを見守っているというメッセージを発する。

オ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

教職員が生徒たちの変化を見逃がさないようにするとともに、一人で抱え込むことがないよう、日常から生徒の変化に関する情報を記録し、ファイリングして全ての教職員が情報を共有する。

(3) 早期対応のための取組

ア 把握した情報に基づく対応方針の策定

いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための対応方針を適切に策定し、学校全体で共有し取り組む。

イ 被害の生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

被害の生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。また、心理的ストレスなどを軽減するためスクールカウンセラー等を活用し、被害の生徒やその保護者のケアを行う。

ウ 加害の生徒に対する組織的・継続的な観察・指導

加害の生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。

エ いじめを伝えた生徒の安全の確保

勇気をもって教員等にいじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言し、見守りや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた生徒の安全を確保するための取組を徹底して行う。また、保護者との緊密な連携も図る。

オ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

暴行や金銭強要等の犯罪行為や虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

(4) 重大事態への対処

ア 被害の生徒の保護・ケア

被害の生徒の自殺など最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、情報の共有を1日2回以上実施する。また、被害の生徒が帰宅した後も家庭と緊密に連絡をとり、積極的に状況を把握する。

イ スクールカウンセラーによるケア

スクールカウンセラーと教員との情報共有を徹底し、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害の生徒の保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

ウ 校長、副校長、学級担任による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

校長、副校長、学級担任による家庭訪問等を通じ、被害の生徒の家庭状況を把握し不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して被害の生徒とその家庭を支援する。

エ 加害の生徒への働きかけ

被害の生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の生徒について、別室で学習させる等の措置を講ずる。また、加害の生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアを行う。

オ 保護者・地域との連携

いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。また、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での生徒の見守り、巡回を依頼する。

5 教職員研修計画

- (1) いじめに対する理解やいじめ問題の見方・考え方、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等に関する研修を年3回、各学期当初等に行う。
- (2) 報道されるいじめ問題に関する研究やその他の事例研究を、年に複数回行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便り・学年通信や保護者会を積極的に活用し、いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうとともに、保護者から早期の情報を提供してもらう。
- (2) P T A 常任委員会等を活用して積極的に P T A と連携し、被害・加害の生徒の保護者に対して働き掛ける等、必要に応じて協力を依頼する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域の自治会と定期的に懇談会を行い、学校外での生徒の様子等の情報収集を行い、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 所轄警察署と電話や訪問等で日常的な連携を図る。
- (3) 暴行や金銭強要等の犯罪行為が行われていると疑われる場合、学校いじめ対策委員会において協議し、速やかに警察への通報・相談を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止に関する学校評価アンケートを各学期末、年3回実施する。
- (2) いじめ防止に関する学校評価アンケートでは、冷やかしやからかい、集団による無視等、十数項目をあげ、それらに対する学校の見守りや取組等への評価を5段階評価とする。
- (3) いじめ防止に関する学校評価アンケートの結果は、学校いじめ対策委員会において分析・検討し、改善策を策定して、全教職員に周知するものとする。